５　第３部に掲げる検査料以外の検査料の算定は、医科点数表の例による。

第１節　検査料

区分

（歯科一般検査）

Ｄ０００　電気的根管長測定検査　30点

注　２根管以上の歯に対して実施した場合は、２根管目からは１根管を増すごとに15点を所定点数に加算する。

Ｄ００１　細菌簡易培養検査　60点

注　感染根管処置後の根管貼薬処置期間中に行った場合に算定する。

Ｄ００２　歯周病検査

１　歯周基本検査

イ　１歯以上10歯未満　50点

ロ　10歯以上20歯未満　110点

ハ　20歯以上　200点

２　歯周精密検査

イ　１歯以上10歯未満　100点

ロ　10歯以上20歯未満　220点

ハ　20歯以上　400点

３　混合歯列期歯周病検査　80点

注　同一の患者につき１月以内に歯周病検査を算定する検査を２回以上行った場合は、第２回目以後の検査については所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

Ｄ００２－２からＤ００２－４まで　削除

Ｄ００２－５　歯周病部分的再評価検査（１歯につき）　15点

注　区分番号Ｊ０６３に掲げる歯周外科手術を行った部位に対して、歯周病の治癒の状態を評価することを目的として実施した場合に、手術後１回を限度として算定する。

Ｄ００３　削除

Ｄ００３－２　口腔内写真検査（１枚につき）　10点

注　区分番号Ｄ００２に掲げる歯周病検査を実施する場合において、プラークコントロールの動機付けを目的として、歯周疾患の状態を患者に示した場合に、１回につき５枚を限度として算定する。

（補綴関連検査）

Ｄ００４からＤ００８まで　削除

Ｄ００９　顎運動関連検査（１装置につき１回）　380点

注　顎運動関連検査は、下顎運動路描記法（ＭＭＧ）、ゴシックアーチ描記法若しくはパントグラフ描記法により検査を行った場合又はチェックバイト検査を実施した場合に算定する。

Ｄ０１０　歯冠補綴時色調採得検査（１枚につき）　10点

注　前歯部に対し、区分番号Ｍ０１１に掲げるレジン前装金属冠又は区分番号Ｍ０１５に掲げる硬質レジンジャケット冠を製作する場合において、硬質レジン部の色調を決定することを目的として、色調見本とともに当該歯冠補綴を行う部位の口腔内写真を撮影した場合に算定する。

Ｄ０１１　有床義歯咀嚼機能検査（１口腔につき）

１　下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合（１回につき）　480点

２　咀嚼能力測定のみを行う場合（１回につき）　100点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯装着時の咀嚼機能検査を行った場合に算定する。

２　１については、区分番号Ｍ０１８に掲げる有床義歯又はＭ０１９に掲げる熱可塑性樹脂有床義歯を新製する場合において、新製有床義歯装着日より前及び当該装着日以後のそれぞれについて、当該検査を実施した場合に算定する。

３　１について、新製有床義歯装着日より前に２回以上行った場合は、第１回目の検査を行ったときに限り算定する。

４　１について、新製有床義歯装着日以後に行った場合は、新製有床義歯の装着日の属する月から起算して６月以内に限り、月１回を限度として算定する。

５　２については、１を算定した患者について、新製有床義歯の装着日の属する月から起算して６月以内に限り、月１回を限度として算定する。

６　２については、１を算定した月は算定できない。

Ｄ０１２　舌圧検査（１回につき）　140点

注　舌圧測定を行った場合に、月２回を限度として算定する。

第２節　薬剤料

区分

Ｄ１００　薬剤　薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき１点未満の端数を切り上げて得た点数に１点を加算して得た点数とする。

注１　薬価が15円以下である場合は、算定できない。

２　使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第４部　画像診断

通則

１　画像診断の費用は、第１節の各区分の所定点数により、又は第１節、第２節及び第４節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

２　同一の部位につき、同時に２以上のエックス線撮影を行った場合における第１節の診断料（区分番号Ｅ０００に掲げる写真診断（３に係るものに限る。）を除く。）は、第１の診断については第１節の各区分の所定点数により、第２の診断以後の診断については、同節の各区分の所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

３　同一の部位につき、同時に２枚以上同一の方法により、撮影を行った場合における第２節の撮影料（区分番号Ｅ１００に掲げる歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織（３に係るものに限る。）を除く。）は、特に規定する場合を除き、第１枚目の撮影については第２節の各区分の所定点数により、第２枚目から第５枚目までの撮影については同節の各区分の所定点数の100分の50に相当する点数により算定し、第６枚目以後の撮影については算定できない。

４　入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において撮影及び画像診断を行った場合は、１日につき110点を所定点数に加算する。

５　撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、第１号から第３号までにより算定した点数に、一連の撮影について次の点数を加算する。ただし、この場合においては、フィルムの費用は算定できない。

イ　歯科エックス線撮影の場合（１回につき）　10点

ロ　歯科パノラマ断層撮影の場合　95点

ハ　歯科用３次元エックス線断層撮影の場合　120点

ニ　その他の場合　60点

６　区分番号Ｅ０００に掲げる写真診断（１のイ及び３に係るものを除く。）及び区分番号Ｅ２００に掲げる基本的エックス線診断料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、歯科画像診断管理加算１として月１回を限度として70点を所定点数に加算する。ただし、歯科画像診断管理加算２を算定する場合はこの限りでない。

７　区分番号Ｅ０００に掲げる写真診断（３に係るものに限る。）又は通則第11号により医科点